

大東建託「街の幸福度ランキング2025<福島県版>」で 石川町が第1位に選ばれました！



子育て世帯&若者世帯
の住宅取得をサポートします！

令和7年度 石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業

子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、子育て世帯・若者世帯の住宅取得を支援する補助金交付制度を実施します。

■補助対象者

次の(1)又は(2)のいずれかの世帯で、(3)のすべてに該当する世帯

(1)子育て世帯（義務教育を修了するまでの子どもを養育している子育て世帯）

※取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在

(2)若者世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯）

※取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在

(3)共通事項

- ①自らが居住するために取得した住宅の所有権を有し、当該住宅に住民登録をした者で生活の基盤を石川町に置くこと。
- ②補助金を受けた翌年度から3年以上継続して当該住宅に定住すること。
- ③世帯全員に町税の滞納がないこと。
- ④世帯全員が石川町暴力団排除条例第2条第2号に規定する者でないこと。

■補助対象住宅

次の住宅を新築又は購入し、所有権保存登記等を完了したもの

①新築住宅の工事請負契約を締結し、当該不動産の所有権保存登記を完了した住宅

②建売住宅及び中古住宅の売買契約を締結し、当該不動産の所有権移転登記を完了した住宅

(注)行政による他の補助金や公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅は除く。

■補助金の額

次の基本補助金と加算補助金の合算額となります。

補助区分	区分	補助金額	備考
基本補助金	①新築住宅・建売住宅	70万円	
	②中古住宅	35万円	
加算補助金	③購入土地加算金	20万円	中古住宅を除く
	④町有地分譲地購入加算 ※1	(1m ² あたり) 1万円	中古住宅を除く
	⑤町内建設業者施工加算金	30万円	中古住宅を除く
	⑥子ども同居加算金	(1人あたり) 5万円	上限20万円
	⑦転入世帯加算金	30万円	
	⑧固定資産税（土地分）加算金 ※2	5年分相当額	
	⑨空き家バンク加算金	20万円	石川町空き家バンク掲載物件
	⑩ZEH住宅加算金	20万円	

※1 令和4年8月1日以降に町分譲地（谷津・古館住宅団地）を町から直接購入したものが対象。

※2 平成31年4月1日以降に契約を締結したものが対象

※注意事項

ア 購入土地加算金は、当該住宅を取得するために土地を自ら購入したものが対象になります。

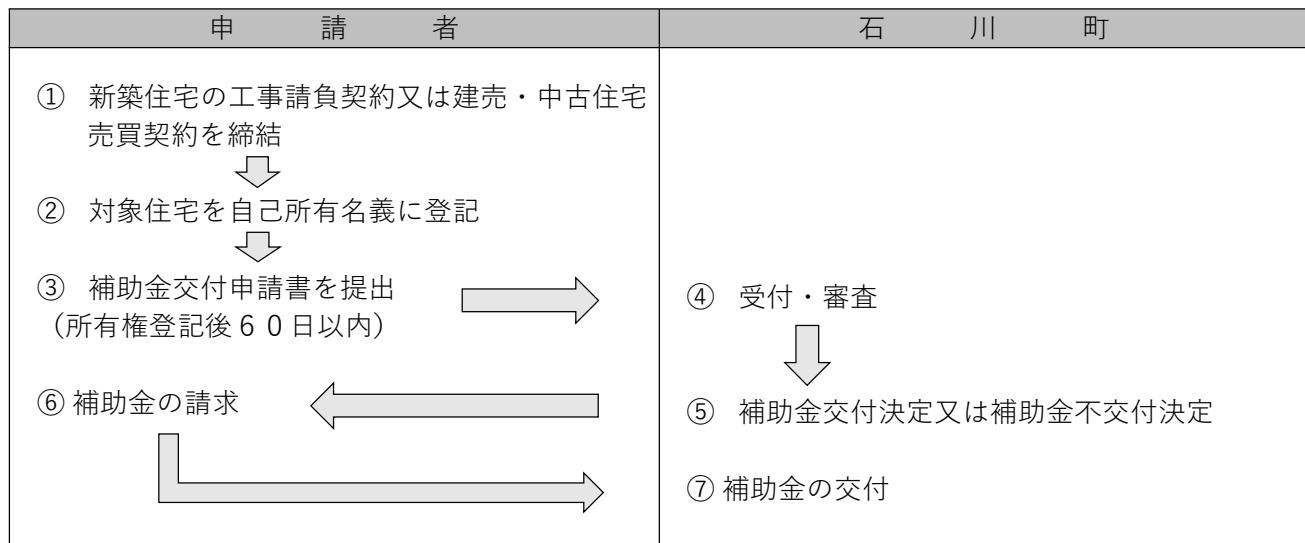
イ 町有地分譲地購入加算を適用する場合は、購入土地加算金の対象外となります。

ウ 町内建設業者による建築加算金は、町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、

建設業法に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者が施工する新築住宅のみが対象になります。

■申請から交付までの手続きについて

取得した住宅に世帯員全員が住民登録し、その住宅の所有権保存登記又は移転登記を完了してから60日以内に補助金交付申請をしてください。※申請期限 令和8年3月31日



■交付申請に必要な添付書類

○新築・建売または中古購入 共通で必要な書類

- 工事請負契約または売買契約書の写し
- 町税に滞納がないことの証明書（世帯全員分）※申請時に調査・照会することに同意いただくことで省略可能
- 戸籍全部事項証明書
- 世帯全員の住民票 ※申請時に調査・照会することに同意いただくことで省略可能

○加算該当の場合のみ必要な書類

- 転入世帯の場合
⇒戸籍の附票
- 購入土地加算該当の場合及び土地分固定資産税加算金の場合
⇒土地の売買契約書及び所有権移転登記の写し
- 町内建設業者建築加算金該当の場合
⇒町内建設業者の施工を証明できる書類の写し
- ZEH住宅加算の場合
⇒登録住宅性能評価機関等の第三者認証機関が発行する省エネ性能表示による認証等

○住宅を新築した場合のみ必要な書類

- 建物の所有権保存登記の写し
- 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

○建売住宅又は中古住宅を購入した場合のみ必要な書類

- 所有権移転登記の写し
- 建売住宅の場合は建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

■申請及び問い合わせ先

石川町役場 都市建設課 都市整備係

電 話 0247-26-9131

メーリ toshiseibi@town.ishikawa.fukushima.jp



様式のダウンロード
はこちら

